

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 次に、神田警察通りについてです。

本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付された陳情、送付6-23、異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書、継続審査中の送付6-3、6-9から11、6-14、6-15、合計7件です。関連するため、一括で審査をすることとして、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

なお、前回もお伝えしましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ、陳情者名が分かる文書で配付しております。また、送付6-15の陳情書に添付の意見書は、委員のみ配付しております。委員の皆様には、2点につきまして、今申し上げた2点につきまして、取扱いに十分にご注意をお願いいたします。

それでは、執行機関から何か情報提供がありましたら、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りⅡ期工事についての近況について、環境まちづくり部資料3に基づいてご報告いたします。

資料3-1ですが……

○林委員長 資料なしでやろうとした……

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。経過の一覧になっております。主なところをご説明いたします。

まず、項番1、本年、令和6年2月27日、本工事の補正予算が議決されました。

項番3、3月11日、令和5年11月15日に申し立てていた立入禁止の仮処分が決定されました。

次に、項番4、3月14日、本工事の契約変更が議決されました。

そして、項番5、3月15日、本工事の契約変更がされ、項番6、次回工事を決定いたしました。

項番8、4月1日、保安業務の委託契約を締結いたしました。

工事の状況に関しては、項番11から14、4月9日から12日にかけて、道路植栽工として、高木伐採を実施いたしました。住民を含む一部の反対者らによる妨害行為により、作業を円滑に進めることができませんでした。（発言する者あり）

資料3-2は街路樹の状況図でございます。

赤でこれまで伐採済みの18本を表しております、4月9日から伐採をした日付と番号を記載しております。

報告は以上でございます。

○林委員長 はい。委員の方、執行機関の質疑に入ります。

ない。ある。

○小枝委員 陳情書を今読んでおりますけれども、添付の写真というのはついていますね。非常に……

○林委員長 これを言うの忘れちゃっていた、ぐるぐる巻き。

○小枝委員 住民と至近の距離で工事がなされているということがすごくよく分かります。真上でチェーンソー、私も見に行っていますので、まだご挨拶もしていない部長はどこにいるんだと思って、部長、部長、部長とか言って、お探したんですけれども、いや、い

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

らっしゃらないということで、課長もなかなか——つまり、かなり危険のある状況であるということは、私も感じました。ここに、工事前から木のそばにいた住民を規制テープでぐるぐる巻いてと。これは身体拘束ではなくて、木の周りを規制したということですがけれども、そうした威嚇する行為は常軌を逸しているよというふうに書いてあるわけですがけれども、恐らく、この文字づらで見るよりも、はるかに現場は恐ろしい状況になっていたと思います。

そこで、私のほう、ちょっと大急ぎでお聞きしたいんですけども、国土交通省のほうから、令和4年2月、大臣官房技術調査課というところが土木工事安全施工技術指針というのを出しております。この技術指針にのっとなって、工事を行う責任はあるのでしょうか。○須貝基盤整備計画担当課長 あります。もちろんです。

○小枝委員 そうしますと、課長なり部長の手元にはそれがあるということによろしいですね。

第13章の、ちょっと具体的にお聞きしますね。その中には、かなりいろいろステークホルダー、つまり、地域住民との関係性における安全性を確認することが具体的に書かれておりました。まず、土木工事安全施工技術指針の第13章の1節の5なんですけれども、これは第1章3節の1を準用することになっているんです。そこに施工計画とあって、工事の安全施工が確保されるように、総合的な視点で作成しなさいよと、この施工計画は。そういうふうになっているんですけども、総合的な視点の中に地域住民のことが含まれるかどうか。地域住民等の工事に対するこうした今回のような状況が含まれるかどうか、一応、ご認識を伺います。

○須貝基盤整備計画担当課長 すみません。今、こちらのほうに手元には持ってございませんので、ちょっとその点についてはお答えできません。

○小枝委員 そこは、ぜひ、検討して答えていただきたいんですけども。技術指針ののっっていないといけないので。

また、第13章の第1節の5のところ、これは第1章の第3節の1の（2）を準用することになっているんですけども、関係機関等との協議・調整が必要となるような工事についてと記載されているところがあるんですけども、この関係機関等には、地域住民が含まれているのでしょうか。

○林委員長 現物が無いんで、確認できないということだとしたら、委員の、ほかの小枝委員以外も見えていないんで、共有したほうがよければ。

○小枝委員 そうですね。5項目ありますので、では、どこの部分が問いになっているかということについて、一旦、ざっと言わせていただきます。

準用については、もう準用される側のほうを言いますので、第1章、第3節の施工計画という中の工事の安全施工が確保されるように、総合的な視点で作成することと書かれている、その説明の部分が1点目。

そして、2点目が同じ部分なんですけれども、関係機関等との協議・調整が必要となるような工事というふうに記載されている部分で、関係機関等については地域住民が含まれるのかという、今言った点ですね。併せて、同じ項目に、特に都市内工事にあっては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意することと書かれているんです、わざわざ。それはどのようなものを想定しているのか、その第三者に地域の住民は含まれているのかとい

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

うことです。

今までが大きな2点目です。大きな3点目、技術指針の第2章、第2節の5に地域住民との融和について規定しているところがあるんですけども、地域住民との融和を図る主体は、当該工事の発注者、請負者のいずれなのか、あるいは発注者と請負者の両方いずれもが地域住民との融和を図る主体なのかという、ここの答弁を求めたいです。これが3点目です。

4点目が、技術指針の同じく第2章の第2の第5、（4）なんですけれども、工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じることとしていると。この必要な措置というのは、具体的にどのようなことが想定されているのかということですね。

最後です。5点目、技術指針の第4章の第5の第8というところなんですけれども、（1）に、移動式クレーン作業中の危険のある場所への人の立入禁止について定めているところは、公道上での工事の場合、公道に立入禁止する法的根拠はどのようなものが想定されているのか。また、公道上での工事の場合、工事開始前からその場所に入る人を取り囲むように立入禁止場所を指定し、当該場所からの退去を求めることは、当該技術指針の立入禁止場所の指定で想定していることなのかどうか。

以上5点なんですけれども、それに当たる技術指針は厚いと思うんですけども、当たる部分を、当然、技術指針に沿って安全対策をしなければいけない工事だと思いますので、この場に出していただいて、そのとおりにやっているのかどうか。これは、千代田解釈、千代田判断ではなくて、どこの自治体、東京都においても、あるいは国土交通省においても通じる見解として整理していただきたい。いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいま小枝委員からご指摘のありました点につきまして、こちらのほうでも精査いたしまして、お答えできる箇所はお答えしたいと。資料のほうも作らせていただきたいと思います。

○林委員長 要は、土木工事指針に基づいた当該の部分の資料化と、それに対する区の対応を資料化してということでしたら、今日終わるんだよね。できますかって。（発言する者あり）今日じゃなくて、次回までに。

○須貝基盤整備計画担当課長 作るように頑張ります。（発言する者あり）

○林委員長 頑張ってくださいねというか、やってくださいね。

いい。いいですか。まだある。終わったのかと思った。

○小枝委員 それがないと、質疑はできないので。

○林委員長 はい。次回までにという形で。

一つ。はやお委員。

○はやお委員 今の指針のところについては、今日、回答が得られないとなると、場合によっては、その指針について、逸脱していたということになると、かなり問題になっちゃうんですよ。だから、私が、これが言うんだったら、それが今日回答できなかったら、せめてゴールデンウィーク期間中については必ずやらないとかということ、ここでお約束してもらわないと、いや、本当は今日回答をもらわないと駄目な話なんですよ。

僕は、またここで言うとおれかもしれないけど、どちらの味方でもありません。公平公正にやるべきだと思っています。だけれども、今のこれ、もし、土木技術指針について抵

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

触する可能性があるんだっただらば、これを今日明確にしておかないと、もし、次、工事をやったときについては、この指針に違反するということになっちゃいますから、これ、お答えいただきたい。

○林委員長 休憩しますか。

○桜井委員 厳しいね。

○はやお委員 いや、厳しいですよ。これ、だって、聞いていて、そんなことがあるのかと……

○林委員長 はい。じゃあ、一旦休憩します。

午後4時52分休憩

午後4時53分再開

○林委員長 再開いたします。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回の指針につきましては、抵触しているところは一切ないという認識がございますので、それにつきましては、ちゃんと整理をして、書類のほうは出させていただきます。

○林委員長 はい、どうぞ。小枝委員。

○小枝委員 とにかく人命とか安全とか、けが人を出さないということは、もう当然最低限のことで、当たり前のことでもありますので、ただ、不思議だなというふうに思うのは、工事を、大体、工事帯を造ったときに、迂回路というのを普通造るんですよね、人が歩けるような。それも造っていないですし、（発言する者あり）いろいろ、今は国土交通省のを出しましたけれども、国土交通省以外にもいろんな安全のマニュアルというのが出ているんですよね。そういうものに沿って、本当に現場感覚的にはなされているとはとても感じられない状態がありました。それについて、これは工事事務防止ということですけども、そもそもステークホルダーとよく言うんですけども、ステークホルダー、要するに、地域住民との定義ですけども、理解を得ながら進めていくというのは、これまた当たり前のことなんですね。確かに議決、議決とおっしゃる。だから、議決したんだ。だから、やるんだというだけけれども、そのやり方というのは、本会議でも言いましたけれども、予算を通した方、あるいは契約を通した方であっても、議員というのは、その執行の在り方について、しっかりと適正なやり方をしているかどうかというのをチェックする責任があるんです。その点においては、議決をしたから、もうやっていいんだというふうなことになってしまうと、そこには、住民も、これはもう本当に進める側も、いや、街路樹を残して進めてくれと言う側も、どちらも不幸な誰も幸せにならないお金の使い方になってしまう。それを回避するためには、本当は、私は区長なり、議会なりの何らかの政治介入というのがあってもいいんじゃないかというふうには思っているところなんですけれども、それにも至る手前の今の非常に深刻な状態についてはしっかりと見解を整理していただきたいということは、すると言っているんで、いや、するんでしょうけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 工事のほうは、もちろん適正に行っております。先ほど、一つ例というか、迂回路が造られていないというお話でしたけれども、迂回路はしっかりと造って、それは警察との協議で、ああいう施工帯という形になってございますので、よろしく願います。（発言する者多数あり）

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○小枝委員 繰り返しませんけれども、ちょっと意思形成過程のところを少し確認しておきたいんですね。今日出された資料の中で、3-1になっていますかね、3-1のところ、非常に不思議なことに、項番11というところが4月9日というふうになっているんですけども、私からすると、この日というのは、昨日の本会議でも、岩田委員がいろいろやり取りがありましたけれども、いわゆる、月刊文春のあの報道が出た日なんですね。

（発言する者あり）月刊文春じゃない、文芸春秋だね、文芸春秋。それで、報道によると、10、11、12というのは、区長が全く公務に、言い方は悪いけれども、雲隠れと言われていた日程なんです。どう、いろんな危機管理という考え方からすると、いない間にやっちゃおうと決めたのか。どういう意思決定をしたのか。

当然、警備員の配置であるとか、契約をすれば、すぐ出てくるというわけじゃないから、先ほどの文章にも計画を立てなさいよと書いてある。だから、計画がないところに現場はないわけですよ。で、計画をこの日にやりましょうという連絡を取ったり、意思決定したのは、いつ、どの段階で、ましてや、新しい部長は4月1日から着任されて、東京都から来られたわけですよ。もう初めましてという感じなんですけど、初めましてで、4月1日に、今日、私は初めて会ったぐらいの状況の中で、意思決定というのは、いつ、どこで、誰が、誰と、何人でやったのか。まさか前の部長とやったのか。どういう決め方をしたのかはちょっと答えていただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 そんな意思決定といえますか、普通の工事、既定工事を普通に進めるために、打合せをしながら日程を決めたもので、いろいろな憶測でお話しされていますけども、全くその日にちとは一切関係ございません。

○小枝委員 答えになっていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 意思決定といえますか、15日に——あ、3月15日ですね、工事のほうの契約変更、項番の5になりますけども、そちらでしっかりと契約ができましたので、その日のうちにこの日程等は決めて、連絡をいたしました。

○小枝委員 これは答弁になっていないんですね。その学習効果がないんですね。そうやってやったことが今まで無駄になって、無駄なエネルギー、無駄なお金になってしまっている。税金は区民を幸せにするために使わなきゃいけない。これを賛成して進めた方も、これが駄目だと言って反対したほうも、これは対話、調整することによって、穏やかな、もうそんな修羅場じゃなくて、穏やかな進め方をしてもらいたいという思いを持ってやっているわけですから、同じことを同じように力すくだけでそんなやってしまって、今までできなかったことを考えれば、これ、今までもできないし、これからだってできないじゃないですか。そうすることによって、現場の方が事故を起こしたり、ましてや、仮処分の異議申立ての調停が5月の何日でしたかね、5月13日に地裁で双方の意見を聞く審尋というのがあるわけですよ。それもありませんながら、これは仮処分権の濫用だというのは、私もそうだと思いますね。

私も訴えられたんですけども、私も訴えられたんですけども、何か勘違いでした、やっぱりやめましたと言って、取り下げているわけですよ。そういう、何というんですかね、ある意味、執行において、でたらめなことをやるということについて、環境まちづくり部長が新たにおいでになって、本当にこのようなところにおいでいただいて、大変ありがたいことなんですけれども、（発言する者あり）どうか、もう一知恵働かせていただいて、

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

適切な、もう一声、知恵を出し合った中で、何というか、住民が幸せになる行政の在り方を探っていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○藤本環境まちづくり部長 今、小枝委員からご指摘のありました、（発言する者あり）ただいま小枝委員からのご指摘のありました立入禁止処分の住民が異議申立てをしている中で工事を行った件でございますが、確かに、これまで反対する一部の方々の現場に居座る行為によって作業が停滞していることから、区は、昨年11月に東京地裁に作業区域に入らないことを求める仮処分の申請を行い、3月11日に東京地裁から作業区域に立ち入らないよとの命令が出ております。一方で、ご指摘のとおり、3月21日付で債務者から異議申立てが出されておりますが、申立てがなされることで、東京地裁の命令の効力が停止するものではないというふうに我々どもは認識をしております。

また、今後の工事のことについてでございますが、今回の請願審査で行われている私の認識でございますけれども、いろいろ状況を伺ったところ、平成25年3月にガイドラインが作成されて以来、もう10年以上前になると思いますが、長年の様々な検討経過を経て、今の事業計画があるというふうに考えております。この事業計画については、これまでの経緯をいろいろ伺いましたが、協議会とも意見交換を重ね、事業の契約は賛成多数で議会の議決を頂いており、このことは極めて重いものだとして認識をしております。

その後、工事を再開しましたが、反対の方の声があったため、一旦中止をした。そして、中止をして、何度も意見交換を重ねて、一致点を生み出すことができなかった。（発言する者あり）さらに、国家賠償訴訟が提起されまして、高裁において、事実関係を総合的に判断すれば、住民らのまちづくりに参画する権利または利益を阻害するものではないという判決が確定しているということでございます。これも極めて重要な要素だと認識をしております。

こうした状況を踏まえますと、これ以上、工事を遅らせるということは、区民をはじめとする歩行者などへの安全確保に支障を来すこと、それから、さらなる整備費の増大、工期以降の工事の大幅な延期を招きかねないということで、早期に工事を整備していくことが必要であると認識をしております。

○小枝委員 何というか、原稿をお読みいただいた感じもするんですけどね。ちょっと細部が違うところがありますが、ここで、そこをとやかくは、今は申し上げません。ただ、住民側は、工事をするのを止めているのではなくて、樹木を切るについてはやめてくださいよということなんです。樹木を切らずに工事をしてくださいよということなんです。それで、対話といっても、住民同士で、さあ、どうだみたいな感じで、行政がやったりとかしていなくて、先ほど来別件で出てきているまちづくりの話でも、岩田さんもおっしゃったけれども、世田谷では、下北沢で、（発言する者多数あり）都市計画決定されたんだけれども、その中で、もう本当に激しい罵り合いと裁判と、そういう——あら、状況の中で……

○林委員長 止めますか、1回。大丈夫ですか。録音——あ、大丈夫だ。止まった。お時間もですよ。どうぞ。（発言する者あり）

○小枝委員 はい。じゃあ、続けさせていただきます。

そういう状況の中でも、200回の話合いの末に、あそこには二つの、それぞれ鉄道会社があるわけですけども、その鉄道会社さんも最初はもう全く反目だったのが、いや、

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

もう出て行って、一緒にやりましょうと。それで、そっちはまちづくりだけど、容積も使い切らないで、うんと低くしてやったというんですね。つまり、話合って無駄じゃないんですよ。それをしたほうが早い場合があるんですよ。そういう同じことを力づくでやっただけでは、なかなか、もうならぬものはなかなかならないということで、ここ、残っているところを見ると、かなり、何というか、公開空地、テラススクエアのところなんか物すごい広い空地になっているし、このトラッドスクエアのところも大きな平和の象徴のような、こんな大きなコイが泳いでいたりして、日本は誰もそんなものを取ってもいけないわけですね。物すごく、そういう意味では、幅があるところなんです。ましてや、こっち側の南側は神田警察署ですし、そういう意味では、これ以上の、本当に、千代田区において、ただ力だけでやるのではなくて、やっぱり下北沢の場合は行政がしっかりと入って行って、対話の道を開いたんですね、根気よく。その姿勢がなければ、やっぱり税金の使い道としては報われないんじゃないかというふうに思うので、そこは諦めないでいただきたいということを申し上げたいと思います。

今、今日初めて座ったこの席で、そうですねなんていうことをおっしゃらないのは、もう重々承知しておりますけれども、ぜひぜひ、もう、初めまして、お願いしますという思いで申し上げておきたいと思います。

私のほうからは以上です。（発言する者あり）答えても、でも、いい答えなんか来ないんじゃないんですかね、引き継いだばかりで。

○林委員長 若干言葉遣いはね、請願じゃなくて、陳情でしたよね。もう一点だけ、（発言する者あり）いや、いや、いや、もう1個、妨害じゃなくて、停滞だったなと思って。独り言ですけど。

どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 私もちっと、振り上げた拳を下げるわけにいかないというつもりはないんですけど、さっきのところの土木技術指針、お答えができないと言っているのに、これ、抵触していないという説明にはならないんですよ、普通は。だから、こここのところについて、いや、僕も分かりますよ、議案が通っているから、そちらとしては、執行しなくちゃいけないと、執行側の立場も分かります。でも、住民のいろんな気持ちも分かった上で言いたいのは、じゃあ、これのことについて、抵触しないという文書でも何でも、週明けに出してくださいよ。それまでは、それまではやっぱり工事を実行するということに関しては、私は、個人的には認められないんですよ。というのは何かって、駄目だろうと言っているのに、説明はできません、指針はどうなっているか分かりませんと言っておきながら、抵触していませんと言うのは論理的に破綻しているんですよ。それを細かいことを私が言うと、またいろいろ言われるんですけども、でも、それはちょっと筋が通らねえだろうということをお願いしたいわけ。それを説明していないで、何をもちって抵触していないというのかと。

そしたら、それを、唯一、週明けにでも出していただいて、そこ、今週のせめて週末だけは工事しないぐらいな気持ちで、気風で言ってもらいたいんですよ。俺は神田っ子だから。（発言する者あり）だから、そこら辺、ちょっとどうなのか。待ちますよ。待ちますけども、そここのところについては、論理破綻していますよということ。

○林委員長 じゃあ、一旦休憩します。

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

午後5時09分休憩

午後5時12分再開

○林委員長 委員会を再開します。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 そもそも前提として、契約するとき、工事請負業者のほう、当然、それを守る上での工事を行っておりますので、また、警察のほうとも、施工帯について、協議をして、それを認められているところですので、施工帯の中で工事を行っているというところでございます。（発言する者あり）

○林委員長 はい。小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 一つ一つ明らかにしなきゃいけないと思うんですけど、先ほど地域住民との融和ということについて、融和を図る主体は、当該工事の発注者ですか、請負者のどちらですかという定義も聞いているわけです。そういうことに対して、当然、素人としては、両方だと思うんだけど、それがどうなのかということについてのお答えや施工計画、施工計画というものについて、安全性の担保というものが図られなければならないということも書かれていて、そのことの関係機関という等なんだけれども、「等」というところに地域住民が含まれていないわけじゃないんですよ。大体、東京都のマニュアルを見ても、ステークホルダーとの話し合いというのも必須、マストの条件なんですよ。それが、ただ曖昧にしちゃうと、曖昧にしちゃうと、千代田区においては、曖昧なまま、ここまで来ちゃっているから、はっきりさせてほしいんです。ちゃんとみんなでの技術指針、以前、別の公聴会に関しても、公聴会をやる、やらない、やる、やらないと何か月ももめて、結局はやることになった。それは国交省の確認もあって、なったということがあるけれども、そういう行きつ戻りつ無駄な時間ということにしたいくないので。

そして、私のほうから申し上げたいのは、この技術指針をしっかりと出して、ここで確認をするということ、手順・手続として、これはやっていただきたい。それをもう待たないというんだったら、今日、私、次のことなんかもう予約なんかみんなキャンセルしますから、今日何時までかかっても、ここに出して、ここでちゃんと説明をやってもらいたい。それができないんだったら、ちゃんと出てくるまで工事を止めていただきたい。そこは安全とか人命とか、安全配慮ということについては、当然法令にのっとってやっていかなきゃいけないので、口先だけで済む問題ではないんですね。ちゃんと定められたものにのっとって、ここがこうでこうだからこうなんだという確認を取りながら進めなきゃいけない事項なので、今ここでこの議論することもどうなのかというのはありますが、現在、非常に安全状態について、この写真にあるような状態、写真にある以上の状態が発生しているということもあるので、そこはそれじゃあ区と同じ方向を見ていない区民は、人命も人権もどうでもいいのかというふうに区民は思うわけです。そういうことはあり得ないんですね。住民は皆どのような考えを持って、異なる意見や立場があっても、議員も同じです。みんな平等なんですよ。そして住民として認められなければならない。そういう状況を一つ一つ誠実に積み重ねていくことが次の一歩になると思いますので、どうかしっかりと資料を出していただき、その間は工事を止めていただきたい。お願いいたします。

（拍手あり）

○林委員長 ちょっと、一旦休憩します。

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

午後5時15分休憩

午後5時52分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいま執行機関側の答弁調整と、ちょっと委員限りの資料の準備のため、神田警察通りに関する陳情審査、一旦休憩をさせ——休憩じゃないな、中断させていただいて、陳情審査もまだありますけれども、先に3の報告事項から進めさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

〔 中 略 〕

○林委員長 3の報告事項が終了しましたので、先ほど資料作成等々、答弁調整で時間がかかっておりました陳情審査の神田警察通りに関する答弁と資料説明からお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、工事のほうの仕様書ですね。仕様書のほうに東京都土木工事標準仕様書によることということが書かれております。その東京都土木工事標準仕様書の中に安全衛生管理というところで、受注者は土木工事安全施工技術指針、その後ごちゃごちゃ書いてあるんですが、（発言する者あり）を参考にして、そうです、常に工事の安全に留意して現場管理を行い災害の防止を図らなければならないということです。位置づけとしてはそういうことになる。

○小枝委員 主語はなくていいんですか。〇〇、〇〇とか。

○須貝基盤整備計画担当課長 「受注者は」です。（発言する者あり）

○桜井委員 初めに東京都の何とかと言ったでしょう、安全何とか。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○桜井委員 もう一度その東京都のところを言ってください。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○林委員長 どうぞ、担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 東京都土木工事標準仕様書です。

○林委員長 に基づいてということで。位置づけ、大丈夫ですか、確認1個ずつしていきます。

いい。何かある。じゃあ——では、ごめんなさいね、汚い言葉でね。岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 このときも、何だ4月の9、10、11、12も8万円という非常に高額なガードマンがいらっしゃったのかな、なんて思うんですけど、前そのお話をしたときに、何か有資格者で、これはすごい資格ですよって、講習会で取れるような資格だったのにもかかわらずそういうふうにおっしゃっていた課長、その課長がそういうふうにおっしゃるんですから、安全確保なんていうのは当然全部頭に入っていると思うんですよ、そのガードマンたちは。例えばこのクレーンにしても、よくあるじゃないですか、作業半径何メートル以内に入っちゃいけませんとか、あとチェーンソーを使うときにも、作業している人

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

の何メートル以内に入っちゃいけませんとか、違うと思うんですよ、この法律じゃなくて、例えばクレーン等安全規則とか、いろいろあるじゃないですか。そういうところにも違反していないという感じなんですかね。というのも、動画とか結構取られている方もいらっしゃるんですよ。ユーチューバーの方もたくさんいらっしゃるね。だからもう証拠で出ちゃっているわけですよ。人のいる真上では作業していませんよというんですけど、真上って、それは確かにもう、何だ、ボールを上から投げてその人に当たるかどうかぐらいの0.何センチぐらいの真上かという、その真上じゃないかもしれないけれど、木を切って下にいる人の肩とか腕とかに木くずが降りかかるぐらいの真下なわけですよ。そういうところで例えばチェーンソーで木を切っていて安全ですよと言いつつ切っちゃうのが、何かちょっと不思議なんですけど、例えば木だけじゃないですよ、チェーンソーが手から離れたとき危ないと思うんですよ。でも安全なんですかね。そこをどういうふうに考えていますか。

○林委員長 岩田委員、申し訳ないんですけど、ただいまはこの土木工事安全施工技術指針、国土交通大臣官房技術調査課から出たこのエリアの範疇での確認なんで、該当部分がどこにあるのかって、で、中身に入りますかとさっき聞いたのは、皆さんと相談で入りますかね、ここで。

○岩田委員 そういうことなんですね。

○林委員長 うん。

○岩田委員 いや、安全施工が確保されるように書いてあったもので。

○林委員長 うん。（「先ほどの質疑をして……」と呼ぶ者あり）

もう課長のほうはそれで終わり、説明は何か補足も特になし。大丈夫という。

桜井委員。

○桜井委員 資料のほうをそろえていただいて、ありがとうございました。

先ほどのご説明で、指針については東京都土木工事標準仕様書の中で、この当指針が守られるべきものとして、この国土交通省から示されているこの案文がありますけども、守られるべきものとして定められているということで理解してよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。そのとおりでございます。

○桜井委員 そうすると、当然区が業者さんと契約を結ぶ際には、その安全対策として当然いろんなこと、これ以外にも恐らくいろいろとあるんだと思いますけど、業者としてはこの指針に沿った形の中で安全対策をしなければいけないという、そういう認識でいるものと理解してよろしいんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。ご指摘のとおりでございます。

○桜井委員 私はこの指針があるのは知りませんでした。小枝委員からの指摘があって、ああ、こういうものがあるんだなと。当然安全対策というのは、これはもう必須ですから、工事をする際に区民の方、地域の方、業者の方も含めて安全対策をしなければいけないと、これは当然の話。そのときの指針としてこういうものがあるって、契約する際には、当然そのようなことが履行されなければいけないということについては、今のご答弁で、業者さんの中にこの指針を守るべきものなんだという認識があるということで改めて聞きますけど、そういう理解の上で契約が成り立っているんだと。今、区の役割というものを確認したいんです。それをもちろん履行してもらわなくちゃ困るんだけど、まず一義的には区

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

が業者さんとの間の中で、こういう安全対策、こういうものを守ってねと。この指針を守ってねということをしかりとそこのところを確認するという作業というのがまずは求められているわけです。さっきからの議論の中で、そこのところがおざなりになっちゃうと工事を止めなくちゃいけないんじゃないのというような話になっちゃうんだけど、その区としてのやるべきことというのがしかりとできているのかどうかということが、今回のこれからのこの工事をしていただく上においての判断になるので、とても大切なところだと思うんです。で、区のスケジュールどおりにその工事ができるのかどうかということについては、しかりと自信をもって判断をすることができているのかどうかということをお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員がおっしゃるとおり、工事のこの契約をする際には、当然にこれを守っていただくということで仕様書のほうに書かれております。それを事業者のほうとも確認をしております。今後もスケジュールどおり進むよう、安全を期して進めてまいりたいと存じます。

○桜井委員 はい。

○林委員長 いいですか。

小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 すみません。仕様書のお話じゃないんですよ。今現場で起きていることを聞いているんですね。現場で起きていることとの整合性という意味で、①というふうになっていますけれども、「工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成する」という点について、ここに反対している人は安全でなくてもいいのかという問題があるわけですね。ここは先ほどもう少し平たい質問で言ったわけですが、この地域住民の、とりわけ反対していたり抗議している人はこの中に含まれるんですかということについてお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 この、まず、工事のほうなんですけど……

○小枝委員 含まれないと言ったからね。

○須貝基盤整備計画担当課長 安全を確保してやっております。で……

○小枝委員 ちゃんと答えてくださいよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 実際に安全が確保できなかったために工事を中止しているわけです。

○小枝委員 うん。だから答えて。含まれていますか、対象として。

○林委員長 どの。

○須貝基盤整備計画担当課長 関係機関というところですか。

○小枝委員 いや、まだ、①の……

○林委員長 ①。

○小枝委員 うん。①になっているところの。

○林委員長 1ページ目。

○桜井委員 ①って、どこにあるの。

○小枝委員 この、区役所が書いた①ですね。

○桜井委員 ああ。

○林委員長 1ページ目の……

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○桜井委員 手書きの①。

○小枝委員 1 ページ目の手書きの①のところ。

○林委員長 3節の1の(1)。

○小枝委員 3節の1の(1)。

○春山副委員長 この対象者に、反対した人も含まれているか。

○小枝委員 反対している人の安全性ということも含まれるんですか。

○林委員長 あるのかというところを一個ずつ。

○須貝基盤整備計画担当課長 反対されている方も含まれています。

○小枝委員 ということですね。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 次の(2)、つまり②と区役所が書いているところですけども、この、「関係機関等との協議・調整が必要となるような工事では、その協議・調整内容をよく把握し」というところについて、ここの地域住民は入っているんですかというふうに聞いています。

○須貝基盤整備計画担当課長 入っておりません。

○小枝委員 これ、入っていない。地域住民は入っていない。

○林委員長 関係機関には入っていないという。

○小枝委員 ほうに入っていない。あ、そう。ふーん、まあいいや。取りあえず答えてもらっておきましょう。

そして同じ項に、「特に都市内工事にあっては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること」とありますが、この「第三者」としてどのような者を想定しているのかと、そこには地域住民は含まれますかということです。

○須貝基盤整備計画担当課長 含まれます。

○小枝委員 ここは含まれるんだ。

次です。めくって、1枚飛ばします。6ページの5というところの地域住民との融和というところがありますね。この……

○林委員長 6ページ目の2章の5、(「6ページ」と呼ぶ者あり)6ページの2章の5ですね。(「③と書いてある」「ああ」と呼ぶ者あり)どうぞ。

○小枝委員 地域住民との融和を図る主体は、この工事の発注者なのか請負者なのか、そのいずれもなのか。誰が地域住民との融和を図る主体なんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 基本的にこの安全指針は、受注者はこれを守らなければいけないということになっていますので、ここで言うところの主体となると請負者ということになります。

○小枝委員 なるほど。

ちょっと、聞くだけ一遍に聞いてしまいますが、4点目ですね。「工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じること」と書かれてありますが、「必要な措置」とは具体的にどのようなことを想定しているんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ここのところは、作業帯内に入ると危険だということで、それを出ていただくと、近づかないようにという、そういう配慮をしております。(「答弁になっていない」と呼ぶ者あり)

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○小枝委員 えっ。

○林委員長 課長、今言われたのは、「苦情又は意見があったとき」には丁寧な対応をし、というのは、修飾なんですけど、「必要な処置を講ずること」というところがどうなんですかという。

○須貝基盤整備計画担当課長 一般的な話でいけば、苦情等があればそれに対してご説明に行ったりとか、調整をしたりします。

○小枝委員 そうなんだよね。（発言する者あり）

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 下の最後の5点目なんですけれども、27ページのところです、立入禁止場所の指定と標識類の設置で、「移動式クレーン作業中は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること」。ということは、これ、真上じゃないからいいという記述じゃないんですけども、さっき岩田さんから何メートル空けるんですかというのがありましたけども、ここはどういう基準になっているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ここに書かれているとおり、その移動範囲内で落下による危険のある場所への立入りの禁止、それは立入禁止をしております。

○小枝委員 えっ。答弁になっていないな。何メートル空けなさいという基準はないんですか。

○林委員長 課長、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 ここの指針のほうには書いてございません。施工計画書のほうには書いてあると思います。

○小枝委員 だからそれを指針に書いてあるのはみんな見ているから分かるんですけど、施工計画書にどう書いてあるんですかと聞いているわけです。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、ここの移動式クレーンではないというのがまず一つあります。それから、何メートルといっても、通常の民地、歩道内ですね。公道内で工事をするわけですから、歩道が狭いところであれば民地に入らないような範囲と、そういうことになります。

○林委員長 一つずつ。今回の4月9日からの工事は、移動式クレーン作業車はなかったということ。一個一個事実確認していかないと混乱しちゃうんで、なかった。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○林委員長 入っていない。どうぞ教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのとおりです。

○林委員長 よく分からないけど、移動式クレーン車って。

○小枝委員 そうすると、この陳情書の……

○林委員長 どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 あ、すみません。絵に出ているものは何というものなんですか。（発言する者あり）

○林委員長 あ、そうだね。今回の工事に入った車は何車ですかという。

○須貝基盤整備計画担当課長 この写真で写っているのは高所作業車です。

○林委員長 小枝委員。

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○小枝委員 高所作業者はクレーン車じゃないからこうじゃなくてもいいという、そういう説明をされたんですか。類するものにならないの。答弁の意味がちょっと分からない。

（発言する者あり）

○林委員長 そうすると、分かりやすく、一つが今回入った車両、そんな細かいこと、でも大事なことなのかもしれないけど、今回入った作業の車は基本は高所作業車という車が入ったと。これ、2台か3台。1台。

○須貝基盤整備計画担当課長 1台。

○林委員長 1台入ったと。で……

○須貝基盤整備計画担当課長 あと、ユニック。

○林委員長 こんな、（発言する者あり）専門用語になっちゃって、高所作業車とユニックと言われても分からないんですけど、とにかくクレーン車は入っていなかったと。

○小枝委員 うん。

○林委員長 うん。だから、ここの27ページの8のところというのは、該当部分ではないということだけは確認で、ほかにあるのかもしれないんですけど、少なくとも入っていないということです。

○小枝委員 まあまあ、うん。はい。

○須貝基盤整備計画担当課長 失礼しました。

○林委員長 ええっ。ある。課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 申し訳ないです。（「クレーン車じゃない」と呼ぶ者あり）移動クレーン車で、先ほど言ったユニックというのは入っているということです。

○林委員長 えっ、ごめんなさい。ちょっと待って。ユニックというのは、移動クレーン車なんですか。違うんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まあ、その中に類するということです。

○はやお委員 クレーン車があったということね。

○林委員長 どっちなんですか、って、あの。（発言する者あり）あの、長く、結構もう、いい時間で。

ちょっと休憩しますよ。休憩。

午後6時31分休憩

午後6時32分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

すみません。私のほうでちょっと確認というか、申し遅れたのが、送付6-23、異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書の中の5行目のところで、「住民を規制テープでぐるぐる巻きに巻いて威嚇する行為は」というところで、これは議会運営委員会で、当委員会に送付される前に、人に直接危害を、人にぐるぐる巻きをしたことではないというのを陳情者に確認した上で送付になっております。今さらながらすみません、遅くなって。

で、改めて答弁のほうを修正されるんだったら、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの、ちょっと訂正させていただきます。この移動式クレーンというところに使った車両、ユニックというものは入ってございます。ただ、この写真に写っているものは高所作業車ということでございます。（発言する者あり）切

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

った枝を倒れないように、そしてつり下げて移す、それがユニックで、この移動式クレーンに当たるといところでございます。作業のほうはこれに従って、落下の危険のある場所や人への立入りを禁止して作業をしております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 27ページのところの移動式クレーン車という話から来ているんだけど、陳情書のこの白黒だけでも、ネットを見ればカラーなのかもしれないけど、この裏面、添付資料の写真の右側の一つ下、上から二つ目の、これは高所作業車、これはユニック。

○須貝基盤整備計画担当課長 高所作業車です。

○小枝委員 ユニックじゃない。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○小枝委員 じゃあ、これは移動式クレーン作業車じゃないということですか。そう言ったさっき。

○須貝基盤整備計画担当課長 クレーンじゃないです。

○小枝委員 だからこれはそうじゃないと。ただ、さっきユニックという言葉の間違えたと言ったの。

○林委員長 いやいや、あの……

○須貝基盤整備計画担当課長 違うんです。（発言する者あり）

○林委員長 要は、これ、やっぱり台数を言わなくちゃいけないんですけど、高所作業車が何台入って、ユニックという、切った木をぐるぐる巻きにしてびよーんとトラックか何かに積むわけでしょう、多分。何となく今まで聞いていると。それを言っていただきたいです。併せて白黒になった、議会運営委員会ではカラーで、委員の方に皆さん陳情者の申出のとおりカラーで分かりやすく1回配付していますけれども、ちょっと委員会のほうでは白黒ですので、委員の方は皆さんカラーの状態の陳情書を必ずお手元に行っております。その上でどうぞ、課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 分かりにくくて、申し訳ございません。その作業帯の中にはこの写真に写っている高所作業車と、この枝を切ったものをつり下げるユニックという小型クレーンがございまして。もう一つの木の粉がということですが、この樹木の周囲に人がいないことを確認いたしまして、作業帯には近寄らないよう注意喚起のお声掛けを十分した上で万全の安全対策をもって施工しております。軽い木の粉が風の影響で少なからず周辺に飛んでしまうということは物理的にも避けられないものと認識してございまして。そういう意味でその作業帯には近寄らないように注意喚起のお声掛けをしていたといところでございまして。（発言する者あり）

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 本当に、じゃあ左側の白黒の写真のところに人が乗っているのと、もう一つ上につるしているのがありますよね。これのことを言っているの、そのユニックという言葉をどれのことを言っているのか。

○桜井委員 これは高所作業車じゃないの。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうです。この写真は高所作業車です。

○はやお委員 左のほうのやつ、左上のやつは。

○小枝委員 左上の枝を入れているカゴみたいなものがあるのはそうなのかと聞いているわ

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

け。

○須貝基盤整備計画担当課長 高所作業車です。

○林委員長 ちょっと見づらいか。

○はやお委員 これも高所作業車だって。

○小枝委員 じゃあ、ユニックという言葉は要らない言葉。

○林委員長 結局、じゃあユニックという何台あって、高所作業車は何台入ったのかというのを改めて。

どうぞ、課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 高所作業車が1台とユニックが1台です。

○林委員長 うん。1台ずつです。

小枝委員。

○小枝委員 そうすると、さっきの答弁というのは間違いだったわけですよ。ユニックは使っているわけでしょう。

○林委員長 そこはさっき訂正しました。移動式クレーン作業車はありましたと、ユニックでしたというのは言いましたが、だからここは該当するということには確認ができました。

○小枝委員 そう言うけど、今、職員が後ろから走ってきて言ったから訂正したんであってね。で、さっき、見もしないで、全部やっていますと適当に言うておいて、本当にそんなの、国会だったらね、許されないって、私、いつも言われるんですよ。何でもね……

○林委員長 都議会でも許されないけれども。

○小枝委員 うん、答弁出なくても、すーっと終わっちゃうけど、千代田区議会というのはどうしてそんないいかげんなのかと言われるわけ。いや、帳尻さえ合えばいいという話じゃないはずなんですよね。こんな、さっき、見もしないで、いや、全部やっていますと言うておいて、それで今度は見て、いや、それは違います、ありませんと言うておいて、そうしたら職員の人が飛んできてくれたから、飛んでこなかったら、私たちはずっとうそをつかれたままになるわけですよ。それが毎回委員会、毎議会そうなんです。それでいいのかということ住民は言っています。で、本当は許されない。国会なら許されない。多分都議会でも許されないでしょう。いいかげんなんですよ、定義も認識も。見てもいない、確認もしていない。どうでもいい、住民なんか。そういうやり方なんです。結局は、それで議員がいいと言うんだったら、どうなんです。どうなるんですか。

で、これね、この写真、添付資料の1のぐるぐる巻きにしているという、そういう意味でしようと言ったけど、この木の下に人いるんですよ。つまり、先に人が座っているところをぐるぐる巻きにして、（「出られないようにしている」と呼ぶ者あり）その上、このぐるぐる巻きから見えるこの高所作業車というのは、ほぼ上に見えるわけですよ、そういう写真なんだから、これは。人がいるでしょう、いるかいないか答えてくださいよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 この写真のところにはいます。ここのところでは伐採しておりません。

○林委員長 もう——はい、小枝委員。

○小枝委員 このときここでということを行っているわけじゃありません。こういう状態が全部だから、はっきり言って。ここも、そこも、あそこも、全部こうなんだから。みんな

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

なこうやってやっているんだから。ここは単なるサンプルですよ、ぐるぐる巻きにして。で、上を見上げれば、多分トイレに出ていった人のところは上で切っている。そのチェーンソーが落ちたら、住民に当たりますよ。その間にあるのは単なる網一つなんだから。さっきの質問で、反対している人は安全対象じゃないのかと言ったら、そんなことはない。それも住民ですと、人権あるんですと、命は守りますと言っただけけれども、現実にはそれができていない。幾ら課長ができていたと言ったって、さっきの質問で、移動式クレーン車なんかないですよと言ったら、職員は、いや、あります、って。というくらいアバウトなんだから、（発言する者あり）何を言ったって現場確認ができていない。しようとしていない。そういう状況で、要するに感情的にやり過ぎている、走り過ぎちゃっているんですよ。待てない。そういう状況だから安全が際どい状態になっているというふうになっている。これは今まではなかったことです、確かに。ステージが変わった。フェーズが変わった。その焦りの中で、住民側は危険だと言っていて、それに対して、この説明、この中でもちゃんと現場で説明してくださいよとなっているわけですよ、これは。問いに対して答えてくださいよとなっているわけですよ。それをやっていないじゃないですか。やっぱり、やらなきゃ駄目ですよ。

○藤本環境まちづくり部長 小枝委員の先ほどのご指摘がありましたとおり、答弁が二転三転をして誤りがあったことについては、深くおわびを申し上げます。おっしゃるとおり、都議会でもそういったことは絶対に許されないことですので、今後はこういったことは誤りがないよう、事前準備をして対応していきたいと思っております。

それから、安全についてのご指摘でございますが、現地で小枝委員ともお会いしていますので、（発言する者あり）十分現場をご覧になっていたのでは状況は分かっているとは思いますが、このA4の横の資料の工事の状況の4月9日以降のほうをご覧いただきたいと思うんですが、実際に4月9日は7本切る予定で7本、ここは7本切れしました。ここは実際木に張りつくことがなかったので、切ることができました。ただ、4月10日以降は、実際に規制線の中に入られて、住民の方とか、あと、他の地域から来られた方が入られて、それで切れたのが2本ということで、11日、12日は、まさに木に張りついている方がいらっしやいましたので、その方がどかれるまでは、ずっと様子を見ていたと。これ、時間も3時まで、8時半から3時半まで我々も待機して、そのときに課長は現地にいて安全を確保しながら対応していたということでございます。その場に小枝委員もいらっしやったと。私、まだご挨拶はしておりませんでした。紹介を受けて、いらっしやるのは、いらっしやいましたので、その状況というのは十分ご理解いただいているものと認識をしております。

○小枝委員 待たけれども住民がそれでもいるという状況の中で、周りをぐるぐるというふうにして、その工事をやってしまう。3時間待とうが5時間待とうが、いる状況の中でやるということが、やっぱりそれは問題、安全上の問題としては極めて問題だと。この緑の何だっけ、ネットみたいなもの、こうやって両側で持つんですよ。緑だか青だかのネットをこういうのを持つんだけど、あれってネットだから、（「隙間だらけ」と呼ぶ者あり）もちろん、枝もそうだし粉もそうだし、何ですか、こういう切る道具も、（「チェーンソー」と呼ぶ者あり）チェーンソーだって、それはもう、落ちたら、貫通しますよね。

○藤本環境まちづくり部長 今のご指摘ですけれども、規制線の範囲内に、広域に規制線

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

を張らせていただいて、その範囲内に人がいるときには、木は伐採しておりません。それは委員も十分ご存じだと思っております。（発言する者あり）

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 今日はこの中身についてという話になっていないと思うんですね。あと何かといたら、やっぱりある程度小枝委員がそこまでおっしゃるのであれば、ここに従って、例えば①の反対者についても含まれるということの、この指針に従って、違反しているということをやっぱりある程度のところをちゃんと出して、それで違っているじゃないかという話をしないと、2人が話していることについて、現場で立ち会っているわけじゃないから、何が——だから、でも一つあるのは、言いますよ、受注者はこの指針に従えということになっていても、実態論としてどうかと次の話なんですよ。これに従って今言った反対者も含まれる、何が含まれない、反対者も含まれると、こういったときに、この指針に従っていた実態論について、やっぱりきちっと反対されている方々から写真でも何でもまた提示していただいて、この陳情者からね、それでこれがなっていないんだということについては、僕は逆に言うと街路樹側のほうも示さないといけないことなのかなど。そして、そっこのほうは今話しながら、問題ないというところをいま一度やっぱり書面にしてもらいたいんですよ。言った言わないという話で、また議事録を読むのも大変だから、だからそこで、今こういうことについては今こういうこととさせていただきます。我々はこうしましたということを含めて。だから、ただ表の話じゃなくて、今度は実態論だから、これに従って実態論がなっているかなっていないかということちょっと時間をかけて、時間というか、それなりに陳情者と話していただければと思うんですけど、いかがですか。

○林委員長 まあ、現実皆さんと確認したときは、この確認だけ、基本的確認だけというところだったんですけども……

○はやお委員 そうそう、そうなんだよ。話に入っちゃったから。

○林委員長 先ほど部長がお答えしたように、都議会ではあり得ないというか、答弁二転三転の、事実関係と違うという話になったんで、かなり詳細になったと。この事実関係というのは、やっぱり現場の職員の方含めて確認作業をしないと、本当に実行されていたのか、区の発注はされていたというのはもう確認済みです。これを守ってくださいと。実態としてしっかりと現場で確認できたかどうか否かというのを、これは時間がかかるというのはもともと入っていたんで、私のほうもこの⑤番の27ページのところは該当しないんですよと1回整理かけちゃった後でやっぱりという、よかったと思います、職員の方、本当に助けに来ていただいて、（発言する者あり）事実誤認、いやいや、いや、ちょっとお静かに。事実誤認しないで、我々も陳情審査をかけていくというのは本当にありがたいことで、ぜひ職員の方も気兼ねなく来ていただければ、下から。と思うんですけども、どうですかね、今日のところはこの、要は文書確認と、小枝委員が休憩前に言った5点のところ、一応これはもろもろ該当はするんだと。ただ、これが発注は区のほうではしっかりと守ってくださいよと、工事会社には言ったと。現場で、現場で風の話もありましたし、現場で一体どうだったのかというのは、お互いどっちが拳証するのは別途として、（発言する者あり）この添付資料も、何日の写真か、現状分からないんですよ、4月の……

○小枝委員 うん。多分、私……

○林委員長 9日なのか10日なのか11日なのかって、その日によっても、風も云々もあ

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ると思いますし、お話も、ここはしっかりとした形で、安全面なんでお答えを、ここは時間がかかるといのは承知していますので。です。で、あとは、何か言うこと、ゴールデンウィークにかけて、なかなかゴールデンウィークの最中に委員会というのではありませんので、特になければ次のですし、大丈夫ですか。

ありますか、岩田委員、その。岩田委員。

○岩田委員 僕が最初に質問したのに答えていただけていなかったんですけども、クレーンにしてもチェーンソーにしても、作業半径何メートル以内に入っちゃいけないみたいなそういうのがあるじゃないですか。例えばクレーンだったらクレーン等安全規則とか、ありますよね。もちろんご存じですよ。8万円のガードマンはちゃんと資格を持っているすごい立派な方だというんで、その安全確保のためにそういうのもご存じだと思いますけども、それでいてこれで本当に大丈夫だったのかなと、もしもこれが規則に違反しているようなことがあったら、ユーチューバーの方とか動画撮られていますから、あれ、違反しているじゃないか、どこが発注したんだ、千代田区だって、またそういうことになっちゃうんですよ。課長は大丈夫ですと、そういうふうに安全だと認識していますと言いましたけども、安全だと認識しているんだったら、あっせん収賄もそういうような事件なんかも起こるわけじゃないんですよ、結局は性善説で成り立っているからね。だから、そういうのもちゃんと、しっかりと確認が取れるまでは、ゴールデンウィークなんかも工事をやらないでいただきたい。

○林委員長 まず前提で、お答えは1回整理に入らせて、一つがこの、国土交通省の土木工事安全施工技術指針のここに基づいた形のやり取りの確認は、我々もここで確認できましたと、小枝委員が何を5点指摘したのかと。そこから先の安全面のもろもろについては、一度現場の方と、どういうものだったかというのを出示してもらおうと。ここにはちょっと多少時間はかかるというのがあります。で、岩田委員の言われた話というのは、ここはお答えしかねるんだったらしかねるですし、どうだということころは、多分そこだと思っんですよ。時間、今日も……

○桜井委員 一つね……

○林委員長 うん。ただ、契約期間はもう入っています。入っている。4月1日から入っているわけなんで、ここについてどうこうというわけでもないです。とはいえ……

○小枝委員 確認だけしたいだけですから。

○林委員長 安全確認をする前にやるのか否かという話なんで、契約は安全面も含めて全部契約はかけていると。実態がどうなのかということころの疑義のところと、夜中とゴールデンウィークとか、いろいろ働き方改革もあるんで、お答えできるんだったらですよ。

どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 最後のところで委員長のほうでまとめていただきましたので、そもそもはこの指針を出されてきたということころについては、安全対策ができていないんじゃないかということころから来ているんですよ。

○小枝委員 そうです。そう。

○桜井委員 それで、るる答弁をしてやり取りをしている中においては、区としてやるべきこと、安全対策について、きちっと業者に指摘をし、守らせているのかということころについては、ちゃんとやっていますよという、そういう答弁が先ほどありました。区として

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

の答弁がありました。というところは、やはり確認をきちっとしておいたほうがいいと思うんです。で、もちろん今後の中でも、私はこの指針というのを初めて今日見ましたけど、今後についても我々もチェックをしていく必要というのはあるんでしょう。あるんですけども、今日のこの委員会の陳情審査の中では、そういう安全対策がこの指摘に対してはきちっとできているというところについてはね、（「できている。ええっ」「ええっ」「それ……」と呼ぶ者あり）というところについては――執行機関からの答弁ですよ。

（発言する者あり）執行機関からの答弁はそういう答弁があったということについて……

○小枝委員 実態論とは別にね。行政の認識のことを言っているんです。

○桜井委員 いや、そうなんです。だって、これが守られていないんじゃないかというように話に聞こえていたから。聞こえていたから、だから執行機関にどうなんですかといったら、執行機関は安全対策については業者にしっかりと、この東京都の土木工事の仕様書の中で、国のこれが定められていて、業者のほうにもきちっと話をしているんですというところについては、先ほど答弁されているじゃないですか。そうでしょう。されているでしょう。だからそのところをきちっと押さえないと、区はちゃんと安全対策をやったのかどうかって、これからいろんなスケジュールがあるんでしょうから、自信を持ってそのスケジュールをこなす上においても、安全対策を区としてはやっていますというところは部長答えてください。

○小枝委員 関連、関連。

○林委員長 まず、じゃあ、どうぞ、部長。

○藤本環境まちづくり部長 安全対策は、先ほども答弁させていただきましたが、きちんと事業者と契約をして守らせるよう指示しているとともに、そもそも現地では課長が張りついておりまして、切るタイミングも事業者と調整をしながら安全かどうかを確認した上で切っているということでございます。そういったこともありまして、切る本数が、最初、初日は7本切れましたが、計画どおり切れましたが、それ以降は予定どおりに切れなかったといったようなことでございます。

○小枝委員 関連。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 大変申し訳ないんですけども、そう行政が言っているから安全なんだと言っていたら、今日の質疑なんていうのはほとんど成り立たないんですよ。もう、いや、クレーン車ないんですよと言われたら終わりということになっちゃうんですよ。こうやって聞くから調べるし、調べると分かるし、で、分かって修正していくという今途上にあるわけですね、現実には。もっと言えば、施工計画そのものだって頭に入っていないと思いますよ。何メートルとか、どうしたらいいとか。ということはどういうことかということ、本当に議会が二代表として機能するためには、この施工計画というものもしっかりこれに関連した中身をここに出示してもらわないと、施工計画どおりにやっているんですかということの確認できないというのを、申し訳ないけどそういう状況だということだけは認識していただいて、ぜひそれは出していただきたいことをお願いいたします。岩田さんの質問に答えられないですよ、それがないと。

○岩田委員 答弁漏れですよ。全然言っていないですよ。

○小枝委員 できません。

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 うん。冒頭からというか、再開後から言った、形式的には東京都の標準仕様書でしっかりとしたチェックの下に発注はかけた。これは再三述べているとおり、現場で100%言ったからできたのかということ、これはロボットでもないし、完璧なことというのはなかなかないんで、多少もし発注と違う行為があったならば、ここはそうなんだなという形で訂正なり改善していかなくてはいけないというのが一つなんで、その事実関係は調べていただきます。実態として4月9日から12日までの工事実態ですよ。これは課長だけというよりも、現場の職員の方も複数行かれて、部長は課長が張りついてと言ったけど、職員の方も行かれているんですよ。複数の目で実態がどうだったのかということ、課長だけですと、なかなか全部の場面に1人の人間が見られる範囲なんて、ゲゲゲの鬼太郎じゃないですけど、見えない世界のほうが多いんですから、これは複数の目で見ていただいたところを出していただくというのが一つです。ここはいいですよ、そこまでは、確認の、実態としてどうだったのかと。

で……

○岩田委員 区の職員が何人見ていようが、結局は区側のことしか言わないんですよ、いいようにしか。（発言する者あり）

○林委員長 いや……。また。はい、小枝委員。

○小枝委員 やはり行政は行政で職務上の責任というのがあるでしょうということは理解しますが、議会は議会、二元代表としてのやっぱり独自のチェックというか、住民の声をどういうふうに聞いていくかということは独立したものだということに思うんです。現にこれまで4日連続、4夜連続の出来事があって、それについては映像もしっかり残っていることですので、そこは、それも含めて安全確認を、大変申し訳ないんですけども、これは請願じゃないんですけども、正副委員長のほうで聞き取りをしていただけないでしょうか。そのぐらいの、やはり議会側も独立機関としての何らかの役割を果たしていけないと、行政が言ったからだけでは、やっぱりこの問題は過ごせないなというふうに正直思うんですよ。まあ、請願じゃないので、あくまで可能であればということのご相談なんですけれども、そういう形で私はお願いしたいと思います。

○林委員長 休憩かけます。休憩。

午後6時59分休憩

午後7時13分再開

○林委員長 再開いたします。

休憩前も確認したとおり、改めて委員の方と確認して、標準仕様書のほうで区のほうの依頼は安全面をやるような形で万全の体制の書面にはなっております。とはいえ、工事実態としてどうだったのかという点検作業を執行機関のほうに、部課長だけではなくて、従事をされた8人、7人、8人、8人の職員の方、もろもろ、あるいは工事の関係の方も含めて、万全の安全対策ができていたという確認を、仕様書どおりに、要は指針どおりになっていたという確認作業をしていただきます。併せて陳情書の添付資料の5点の写真につきましても、何月、4月9日、10日、11日、12日にこの4日間のうち撮影されたはずなんですけれども、この陳情者にいつの写真ですかという確認も次回の委員会までにさせていただきます。

そんなところでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

令和 6年 4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○春山副委員長 撮影場所も。

○林委員長 ああ、撮影場所もですね。ごめんなさい。撮影場所、日時、できれば参考意見に風が吹いていたかどうかはなんとなく、静止画になっておりますし、先ほどの答弁の中で風が吹いていたというのもありましたので、体感なんで、どうかも分かりませんが、陳情者としてはこうだったというところを、撮影スポットの場所も確認して陳情審査に入りたいと思います。

よろしいですか。

○岩田委員 連休中の工事。

○桜井委員 それは触れないんじゃない。

○林委員長 そこはお答えできないという……

○桜井委員 触れない。

○林委員長 発注……。 (発言する者あり)

○桜井委員 委員会としては触れないんです。 (発言する者あり)

○春山副委員長 議会としては、委員会としては触れないですね。 (発言する者あり)

○林委員長 先ほど岩田委員が言われましたけれども、(「終わらない」と呼ぶ者あり) 終わらない、別に答弁拒否というわけではなく、契約の分かる範囲で、(発言する者多数あり) うん、安全確保した上でとかなんとかという表現になるのかどうか。

休憩を取ったほうがいいですか、また。取る。取らない。

しょうがない。休憩しますよ。

午後7時16分休憩

午後7時20分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

休憩前にも様々なご意見を委員の方から頂きました。資料についても、先ほど写真の時間の確認等々もありましたが、加えて安全を確保しない限り作業は進めないですよという改めての再確認と、その際の詳細な数値ですよ、作業工程に当たって、これも次回の委員会までに資料化して提出してもらえるか否かのお答えを頂いた上で取扱いに入りたいと思います。

どうぞ、担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 安全を確保した上で作業のほうは進めていくということと、その具体的な数値というところは確認した上でお示ししたいと思います。

○林委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 では、本陳情7件につきましては継続の取扱いとさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、神田警察通り7件の陳情審査を終了いたします。